

別紙

諮問第1203号

答 申

1 審査会の結論

「平成29年度総務省給与等実態調査ヒアリングの概要」外3件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年5月25日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、各特別区及び関係団体の個別状況、各区において検討中又は関係団体等と協議中の事項及び国における検討状況等について言及している部分（以下「本件非開示情報」という。）について、条例7条6号により非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年8月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月16日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年1月25日（第214回第二部会）から同年2月16日（第215回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並び

に実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 総務省給与等実態調査ヒアリングについて

総務省は、地方自治法（昭和22年法律第67号）245条の4の規定等に基づき、「地方公務員給与実態調査」、「地方公共団体定員管理調査」及び「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」を毎年実施している。調査の対象となる自治体のうち、都内の23特別区については、実施機関が回答を取りまとめ、総務省に提出している。この調査の一環として、実施機関は各区から取組状況について聴取し、その結果について総務省が実施機関に対してヒアリング（総務省給与等実態調査ヒアリング。以下「本件ヒアリング」という。）を行っている。

なお、本件開示請求で引用されている「給与実態調査に係る総務省指摘事項について」（以下「指摘事項」という。）は、本件ヒアリングにおける総務省からの指摘を踏まえて実施機関が作成したものである。

イ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表2のとおり本件対象公文書を特定し、このうち本件非開示情報について条例7条6号に該当することを理由として、一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。また、理由説明書においては、本件非開示情報には検討段階の未成熟な情報が含まれており、これを公にすることによって、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び都民の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例7条5号にも該当すると主張している。

実施機関によれば、本件対象公文書は、口頭で行われた平成29年度の本件ヒアリングについて、議事・要点録として実施機関が作成したものである。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報について

審査請求人は審査請求書において、条例7条6号にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、単に行政

機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく、客観的にそのおそれがあることが必要であると主張する。そして、本件非開示情報についてはそのようなおそれはなく、条例7条6号に該当しないことから、本件一部開示決定は違法、不当であるとしている。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報は公になることを想定しない状況下で率直な意見交換により聴取した内部情報であり、公開しないことを前提として提供された機密情報も含まれているとする。そして、それらを公にした場合には、国や特別区との信頼関係が損なわれ、今後のヒアリングにおける率直な意見交換が躊躇されることから、正確な事実関係の把握が困難になり、各調査業務に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

審査会が本件対象公文書1から4までを見分したところ、別表3のとおり、本件非開示情報はいずれも各区の個別状況又は特別区全体の状況に係る情報であって、そのいずれについても、国又は都の見解が付されている場合があることが確認できた。以下、これらについて順に検討する。

(イ) 各区の個別状況に係る情報について

実施機関によれば、本件非開示情報のうち各区の個別状況に係る情報については、地方公務員給与実態調査等の実施に際して各区から聴取した内容であって、各区において検討中の情報も含まれているという。

また、本件対象公文書は特別区に助言等を行うための基礎資料とすることを目的として都において作成したものであって、本件対象公文書それ自体を各区に提供することはないという。加えて、本件ヒアリング及び本件対象公文書の内容を基に作成された指摘事項についても、特別区人事・研修担当課長会の資料として各区に配布するのみで、一般への公表は行っていない。

以上の事情からすれば、本件非開示情報のうち各区の個別状況については、事後に公にされないという前提の下に各区から都に提供されたものと考えべきである。そして、これらが公になった場合には、都と各区の間の信頼関係が損なわれ、今後の意見交換の場における率直な意見表明が躊躇されることにより、都において正確な事実関係の把握が困難になり、各調査業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。加えて、本件ヒアリングにおいていずれの区が議題

に上ったかを公にした場合、それが例示であるにもかかわらず、当該区の人事行政の適正さについて都民に誤解を生じさせ、当該区における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、各区の個別状況に係る情報は、条例7条6号に該当すると認められることから、同条5号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 特別区全体の状況に係る情報について

本件非開示情報のうち、特別区全体に共通する人事行政上の制度及び方針については、特別区人事委員会において統一的に定めているものである。これらの事項についても、上記(イ)の事情から、都において情報を収集し本件ヒアリングで報告するに際して、事後に公にしないことが前提となっているといえる。それゆえ、これらの情報を公にした場合には、同委員会の内部情報及び検討状況がその想定に反して明らかになることで、同委員会における政策形成に重大な影響を及ぼし、今後の人事行政の運用の柔軟性が失われるおそれがある。その結果、同委員会及び各区における今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、特別区全体の状況に係る情報は、条例7条6号に該当すると認められることから、同条5号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 国及び都の見解に係る情報について

本件非開示情報のうち、国及び都の見解に係る情報については、上記(イ)の事情から、双方が公にしないことを前提とする中で、率直な意見交換の一環として発言したものと認められる。これを公にした場合には、都と国との間で今後の率直な意見交換が躊躇されることになり、双方において正確な事実関係の把握が困難になるばかりでなく、国と各区との間の都を介しての連絡調整の円滑な実施にも支障を及ぼすおそれがある。

したがって、国及び都の見解に係る情報は、国及び都における今後の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当すると認められ、同条5号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>総務局行政部区政課が平成29年10月23日付けで発出した「給与実態調査に係る総務省指摘事項について」で、「平成29年『地方公務員給与実態調査』、『地方公共団体定員管理調査』及び『勤務条件等に関する調査』に係るヒアリングにおいて、総務省から下記のとおり指摘がありました」と記載されています。総務省の指摘文書や議事録等、関連する資料の全ての開示を求めます。</p>

別表2 本件対象公文書

1	平成29年度総務省給与等実態調査ヒアリングの概要
2	平成29年度総務省人事評価結果の活用状況等についてのヒアリングの概要
3	総務省ヒアリング議事録（平成29年定員管理調査）
4	総務省ヒアリング議事録（平成29年勤務条件等調査）

別表3 本件非開示情報

項番	内容	本件対象 公文書	該当箇所
1	各区の個別状況	1	p.1「等級別基準職務表」の一部 p.4「ラス指数」の一部 p.6「特勤手当」の一部 p.7「寒冷地手当」の一部
		2	p.1～3「人事評価」の一部
		3	p.1～2「1. 職員の増要因・減要因」の一部 p.2「2. 定員管理計画の策定状況」の一部 p.3「3. 民間委託の推進状況について」の一部
		4	p.3「5. 時間外代休時間について」の一部 p.5「11. 男性の育児参加休暇・男性の育休・配偶者出産支援休暇について」の一部 p.6「12. その他休業制度」の一部

2	特別区全体の状況	1	p. 5「扶養手当」の一部 p. 7～8「技能労務職員」の一部
		3	p. 3「4. 技能労務職について（※給与ヒアで確認）」の一部 p. 3～4「5. その他」の一部
		4	P. 4～5「7、病気休暇」の一部
3	国及び都の見解	1	p. 5「扶養手当」の一部 p. 6「特地勤務手当」の一部
		2	p. 1～3「人事評価」の一部
		3	p. 1～2「1. 職員の増要因・減要因」の一部 p. 3～4「5. その他」の一部
		4	P. 4～5「7、病気休暇」の一部